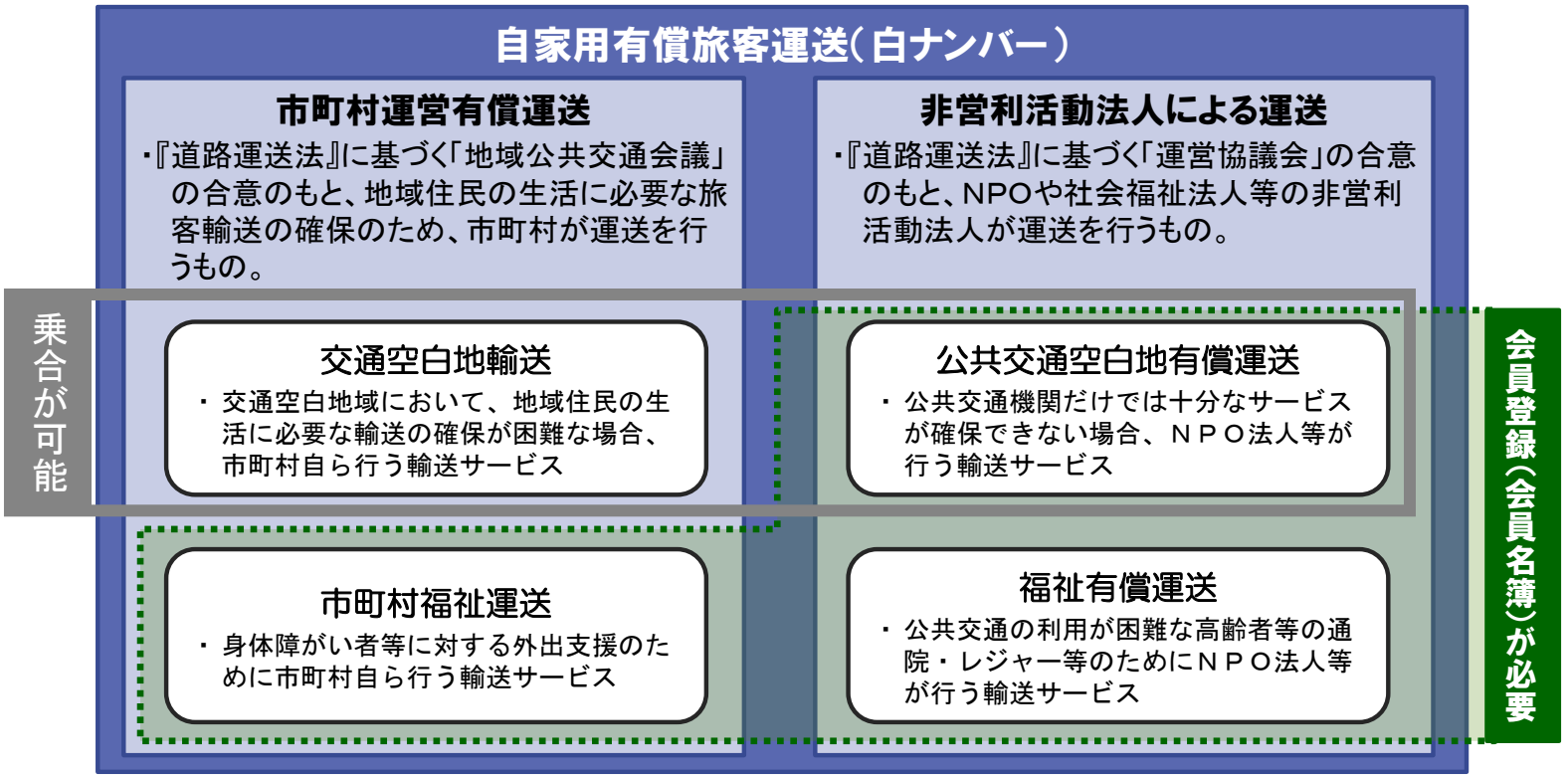


※国土交通省資料をもとに作成

- 平成18年（2006年）の道路運送法改正により『自家用有償旅客運送』が緩和され、白ナンバー車両を公共交通に活用しやすくなったが、あくまでも例外規定であることに留意する必要がある（※バス事業者やタクシー事業者等の運送事業者が対応できない場合で、協議会の合意があった場合のみ）。
- 自家用有償旅客運送には以下の4種類があり、「乗合」の可否や「会員登録（会員名簿）」の要否などの条件が異なる。



※市町村長が認めた場合は、来訪者・滞在者や会員以外も利用可能  
 ※国土交通省資料をもとに作成